

かんじやと医療

第
64
号

発行所
全国患者団体連絡協議会
 東京都新宿区下落合3-15-29
 〒161 田沼ビル
 電話 03(952)5340
 郵便振替東京2-4152
 購読料 1部110円 6カ月分660円

全国二十二地域難病連・全難連・全患連代表が参加して開かれた
第十回地難連交流会(三月二十一日・北海道第二東京事務所)



地域難病連の
第10回交流会

患者集会の開催を 全患連も初の代表参加

各都道府県の難病団体などに二日間にわたり東京で開かれ
 よって組織されている地域難病連の
 連の交流機関である「地域難病連」の
 連連絡会」の第十回全国交流会として長、上田両代表幹事も
 が、三月二十一日、二十二日の二日間にわたって参加し、十道府県二十二

人の地難連代表や全難連四人の
 代表とともに熱心な話し合い
 を行ないました。

交流会では、国際障害者年に
 あたつて難病患者の要求をどう
 実現し、そのために運動をどう
 前進させていくかなどが真剣に
 討議されました。このこと関
 連して全患連の長代表幹事が、
 「身体障害者福祉法と関連制度
 の概要と基本問題」について講
 演し、また国際障害者年にあた
 つての運動をどうすすめていく
 か、二十四都道府県に組織され
 ている地域難病連や同連絡会の
 活動をどう強めていくかなどに
 ついても話し合われました。

とくに、国際障害者年と「福祉切りの捨て」の厳しい情勢の中で、患者運動の全国的な結集をめざすことの重要性が指摘され、第二回全国患者家族集会の開催を呼びかけていくことも決議されました。(関連記事三面)

おもな記事

- 1 地難連第十回全国交流会
- 2 障害者福祉・日本と外国③
- 3 日本福祉大学教授 児島美都子
- 4 地難連全国交流会のまとめ
- 5 運動の交流広場
- 6 全交災・日患・全患協
- 7 医療法の改正 その内容と目的

開病の交流広場

私には、共に闘える仲間がいる

今の焦点と役立つもの

地域難病連絡会交流会

現在、全国二十四都道府県。昭和五十年からこれらに地域難病連が結成されてい、各難病連があつまり、「地域」の構成や活動内容は各「難病連絡会」として各地の府県によって異なるが、各地「連絡会」は組織ではな
 域の難病患者の医療、生活相談、規約や役員などは決めて
 談や患者、家族の要求の解決、規約や役員などは決めて
 のために活動している。地域「連絡会」は組織ではな
 務局を担当している。五十三
 うちの全腎協、心臓病、日患
 年の全国患者集会も同会の呼
 同盟の各県支部も加盟してい
 びかけがきっかけとなった。

ひとくち辞典

諸外国の障害者雇用

職業的ハンディキャップのある人々に対する雇用の体系は、一般雇用と保護雇用に大別される。一般雇用とは、法律にもとづいて、企業に雇率を課し、障害者雇用を義務づけるものである。ふつう雇用割当制度(クオータ・システム)とよばれている。わが国では、身体障害者雇用促進法によって実施されており、法定雇用率は一・五〜一・九%であるが、諸外国の例をみる。

イギリス 三%
西ドイツ 六%
フランス 一〇%
とこの国もわが国より高い。また、わが国では、雇用率を満たさない企業は一人につき三月三万円の納付金を支払うことになっているが、この点を比べてみると、

イギリスでは法定雇用率が守られない場合には、職安が障害者以外の人を紹介しない。西ドイツでは、守らないと

自営できると思われるような種類の職業につくにあたって相当程度の不利をこうむっているもの」
フランスでは、

「法の保護を希望するすべての障害者」で「身体的欠陥等により、就職の機会または保持の可能性が実質的に低減している者」はすべて障害者とみなされ、雇用の対象となる。

障害者福祉

日本と外国

③

日本福祉大学教授 児島 美都子

「雇用割当制度」の対象となる障害者

こうした雇用割当制度の対象となる障害者は、イギリスでは、
「外傷、疾病、先天性不全等によつて、そのような障害がなければ、そのような障害にふさわしい職につき、ないしは勤務をつづけ、あるいは保護雇用制度である。保護雇

最低賃金以上保障する保護雇用制度

こうした雇用割当制度とへ
九四四年の障害者雇用法にも
とづくもので、職安に登録された障害者(精神、精薄、内

用とは、一般労働市場での雇用がみいだせない人に対して、公の責任で何らかの生産的で収入をともなう仕事」を提供するもので、ふつうの人の三分の二ほどの作業能力のある人々に対しては、最低賃金以上の賃金を保証するの
が、ヨーロッパの国々の考え
方である。このうち、もっとも歴史の古い、イギリスの保
護雇用の例をとりあげてみる。
現在イギリス国内に約八十

部障害者をふくむ)で、六十
五歳以下のものを対象として
いる。作業能力はおよそふつ
うの三分の一以上ある
が、一般雇用の対象にならない
重度障害者で、レンブロイ
会社に雇われた場合、賃金は
最低賃金以上、労働時間は週
四〇時間、社会保険も加入で
めるといふものである。
社会雇用の実施主体は地方
自治体または財団で、国は社
会雇用工場に対して設備費、
人件費や障害労働者の賃金補
助を行なう。その額は、七五
〜九〇%と高い。

オランダでは一九七七年七
月一日から、社会雇用に働く
人々もふつうの企業で働く人
々と同等の賃金をうけるとる
権利があることを認めた法律が
できたため、社会雇用工場は
一般企業への雇用のステップ
ではなく、それ自体が定着し
た職場として位置づけられる
ようになってい

一か所、八千人が働いている。
レンブロイは労働大臣が所管
する公営企業で、赤字がでた
ときは国が補助金をだす。こ
のほか、イギリスでは地方自
治体及び民間団体による保護
工場があつて、保護雇用を実
施している。レンブロイ公社
の歴史は古く、パップワース
・コロニーとならんでわが国
のコロニー運動などにも大き
な影響をおよぼしている。

地域難病連絡会 第10回全国交流会のまとめ

一面所報のように、地域難病連絡会は、第十回全国交流会を開催しましたが、この二日間にわたる討議の結果について、別項のような「まとめ」を確認しました。その全文を紹介します。(原文のまま)

地域難病連絡会は、単に、各活動の交流だけでなく、全国の地域難病連が社会情勢に見合った活動を行なえるような組織として定着するために、第十回全国交流会の意見交換に基づいて、次のことを「まとめ」として確認した。

この交流会では、また、各地域難病連間の日常交流の不足を早急に解消していくことも重要な課題として提起された。

私たちに、いくつもの課題が山積されているが、一度にその全てを解決していくことは不可能であり、そのどの課題も、急を要することではあるが、粘り強く、一つ一つを解決していくために、力を合せ、誠意をもって活動をしていくことを確認した。

また、全難連、全患連も、終始この交流会に同席、参加したことによって、この交流会は、従来の地域難病連間の交流だけのものとは違った役割と性格を持った。

二、地域難病連絡会は、交流会だけでなく、一つの組織を志向する展望をもって活動を強化していくことが確認された。

①各組織は事務連絡分担金として、年額五千円を拠出する、という申し合せを実行すること。

三、全難連の国会請願署名については、各地域難病連で、実情と必要に応じて、協力をする。(但し、全国患者家族集会の開催にあたっては、その成功のための署名運動を、夏から秋にかけて、全国一斉に実施されなければならないことを考慮する必要がある)

②組織の運営と活動のために幹事団体(若十)を置き、協議をして、これにあたることとする。

四、国際障害者年に関して、次のことを確認する。

③幹事団体の中から事務局団

体を選出し、日常の連絡を行なうこととする。

④地難連各団体間の相互援助と協力を具体的にすすめる方法を検討する。

△例えば、各団体の組織強化の努力を失わせない範囲において、結成間もない団体(各県)の全国交流会参加への資金援助なども考えなければならぬ。それには、また、地難連自体の財政の確立、運動の確立も検討しなければならぬ。

⑤患者運動の統一をめざして全難連、全患連との共同行動をつみあげていく。

二、全国患者家族集会の開催にあたっては、その成功のための署名運動を、夏から秋にかけて、全国一斉に実施されなければならないことを考慮する必要がある)

三、全難連の国会請願署名については、各地域難病連で、実情と必要に応じて、協力をする。(但し、全国患者家族集会の開催にあたっては、その成功のための署名運動を、夏から秋にかけて、全国一斉に実施されなければならないことを考慮する必要がある)

四、国際障害者年に関して、次のことを確認する。

①ゆたかな医療と福祉をめ

さす。第二回全国患者・家族集会を年内に開催すること、及び、実行委員会を至急、再開することを関係各団体によびかける。

第二回全国集会の開催に関しては、全難連、全患連もこれに同意したことを明記する。また、開催そのものについては、第九回全国交流会ですでに決議されていることも明記する。

②身体障害者福祉法及び関連法等の改正運動については基本的方向として、別表改正方式や疾病、障害名による追加方式ではなく、「障害者の権利宣言」、国際障害者年行動計画」に全面的に沿うものとなることをめざすものとする。

③都道府県、市町村自治体、および議会への働きかけを各難病連が一斉に行なう。その方法、文章等は、各組織間で検討するが、参考となるものを配布する。(具体的には、各議会議決による、総理大臣、厚生大臣、自治大臣あての意見書)

④ゆたかな医療と福祉をめ

さす。第二回全国患者・家族集会を年内に開催すること、及び、実行委員会を至急、再開することを関係各団体によびかける。

東京都議会が国に対して

難病対策強化の意見書提出

都議会は昨年、国に対して「これは、「狛江難病患者と家族難病対策の法的強化を求める意見書」(原たか会長)の陳情に見書を探択、総理大臣、厚生大臣、応えたもので、国の対応が注目、自治大臣宛に提出しました。されます。(意見書・別項)

難病対策の抜本的強化 拡充に関する意見書

難病の多くは、原因の究明が不十分であり、治療もいまだに確立されておらず、患者とその家族は、堪え難い苦しみと生活上の困難を余儀なくされている。

しかも、現行身体障害者諸法のもとでは、その施策の適用を受けているものはごく一部にすぎず、多くの難病患者が法の対象外となっている。

このような状況のなかで、国際連合の「障害者の権利宣言」及び「国際障害者年」に関する決議では、障害者の定義を幅広くとらえており、我が国における難病患者に対する行政施策の抜本的強化対策を確立すべき方を示している。

よって、東京都議会は、政府において、難病患者を法に基づく諸施策の対象とするために、現行身体障害者関連諸法の改正、若しくは新たな立法措置を講じ、これら患者に対する福祉施策の一層の推進を図られるよう強く要請する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十五年十二月十七日

東京都議会議長 高橋 一郎

内閣総理大臣・厚生大臣・自治大臣あて

運動の 交流広場

が渉
災交
交省
交働
全労

労災打ち切りに抗議

行政のズサンな対応つく

労災保険法(労働者災害補償保険法)の五十一年改正で、長期傷病補償年金に替えて「傷病補償年金」を新設し、被災労働者をこの年金にふり分けるため、すべての労災患者に届書、報告書を提出させ、「年金」に移行させて企業から解雇する、この届書、報告書の提出に応じた者のうち、給付の「打ち切り」をされた者が約五〇パーセント以上にのぼりました。

わたしたち全交災や全国労災・職業病対策実行委員会は、大衆行動と裁判闘争で、この報告書は年金か否かを判断するだけで、「治ゆ、打ち切り」などの目的に使用するものではないといふことを、政府・労働省と文書で確認してきました。この確認のもとついで、労働省の労災患者に対する不利益扱いの乱発は阻止されてきました。

ところが、昨年十一月、労働省は全国労働基準局長会議を緊急に開催、八〇年代に入つて急増しつつある労働災害に対処するため「高い給付水準のもとでゆがめられた保険給付が拡大している」として、「療養給付の適正化」「給付の公平性の確保」のため厳正に対処せよと大号令を発しています。

これをうけて各地方局は、昨年十月頃から労災患者の「リス・トアップ」を完了、監察官がこれにもついで医療機関に症状調査、治療の見込みはどうか、後遺障害等級は何級位ではないかと医師に不当な示唆を行つたり(東京)、医療機関に対していっせいに検査を依頼、検査データでチェックできない者は「治ゆ・打ち切り」としたり(広島)していき、陳情団に対する無責任な対応(人数・時間制

限・事前に渡してある要求書は検討していない)③これらは、あくまで言質をとられまいとする労働省の基本的方針である、などを明らかにしました。

わたしたちはこうして、患者の個別要求では地方局に指示させて解決をはかること、また、自動車料率算定会に対しては、患者の実態に即して、障害認定(自賠)を行うことなど多くの成果を得て、次の全国幹事会まで各地方組織が奮闘することをちかいました。

国立医療機関の

スタッフ増を

日患・全患協など厚生省交渉

立医療労働組合(全医労)の三

団体代表が三月二十日、厚生省におもむき田中医務局長に「国立医療機関の大幅増員、設備改善を求める要請書」を手渡し、早急に改善するよう求めました。

この日、三団体が要請した事項は、①ハンセン氏病療養所、結核療養所の慢性的医師不足を早急に解決すること、②看護婦の二人夜勤の完全実施と月八日以内にすための増員をはかること、③敷布団、掛布団、毛布、枕を少なくとも年一回交換し、三年毎の更新をはかることにも寝具類の内容改善をはかること、④賃金職員の不当な「任用中断」を中止し、全員定員化をはかること、⑤週休二日制は増員によって実施すること、⑥立ちおくれしているハンセン氏病療養所の整備促進と、未整備療養所の整備をはかることの六項目です。

各団体代表の要望にたいし局長は、「定員削減などきびしい面はあるが、医師、看護婦増員をふくめ努力をつづけたい」と回答しました。

▲田中医務局長(左端)に国立医療機関の職員増などを要求する三団体代表



不安な将来の年金受給

年金・高齢化問題に関する世論調査

総理府は二月十四日、「年金・高齢化問題に関する世論調査」の結果をまとめ、発表しました。この調査は昨年十月、全国の二十歳以上の男女三千人を対象に実施されたもので、高齢化社会の到来を控えて、国民の年金や高齢化問題についての意識を調査し、国の施策の参考にすることを目的としたものです。

この調査結果では、「高齢化時代を迎えるにあたって」「年金額を減らす」「一八%の順にならぬ年金がもらえるか」に不安をもつ人が二六%もあり、「税金の負担が増える」「保険料が増える」ことにも不安をもつ人がそれぞれ一五%もいます。また、「年金財政が苦しくなる」とき

の対策については、「保険料を高くする」二九%、「支給開始年齢を遅くする」二五%、「年金を減らす」一八%の順になっています。病気の受診については「重くならないとかわらない」人が六四%となっています。

今の焦点と役立ちもの

九・一人に一人が病気

昭和五十四年・国民健康調査

毎年、厚生省がまとめている「国民健康調査」の昭和五十四年の結果が発表されました。この調査結果の主な点は次のとおりです。傷病者のいた世帯は二五・八%で、傷病者数は世帯員の二〇・〇%となっています。有病率は一〇・九(国民九系疾患、消化系疾患、筋骨格系疾患、及び結合組織の疾患、損傷及び中毒、神経系及び感覚器疾患の順となっています。また、傷病者のうち「床に就けなかつた」人は七五・八%ですが、傷病者のうち「普通のとおりに仕事をした」人は六二・三%で、「全く仕事をしなかつた」人が二二・五%もいます。

年齢別では十五歳から二十四歳が三〇・七%の有病率で最も低く、七十五歳以上が四〇・三%と高くなっています。傷病別では循環系疾患、呼吸系疾患、乳幼児の運動の機能を見る

対象者二五二五人、病院調査(産院で一か月健診を受けた新生児)の対象者四二八七人に対して行なわれました。その結果、三歳男児は一四・二八kg(十年前の調査と比べて〇・一八kg増)、女児が十三・八六kg(同・〇・四六kg)の体重で、身長は三歳男児九四・八cm(同・〇・四cm)、女児が九三・四cm(同・〇・九cm)となつてい

社会保険庁は、二月末に国民年金障害認定医ブロック会議を開きました。その会議に「国民年金における障害給付の現状」を提出しました。

この中で、障害年金受給権者が提出、無提出あわせて八十二万九千人で、前年度より三万八千人増えていること、拠出制障害年金受給権者は二十一万八千人で、拠出制年金受給権者の三・八%をしめていること、障害害の順となっています。

総合認定(二〇・三%)、肢体障害等級では、拠出制では五・四%が一級、無提出は七・九%が一級です。

障害年金受給権者83万人

国民年金における障害給付の現状

厚生省は二月十九日、昨年九月に行なった「乳幼児身体発育調査」の中間結果を発表しました。この調査は一般調査(生後十四日以上二歳未満の乳幼児と二歳以上小学校就学前の幼児)の

三歳男児の体重14・28kg

乳幼児身体発育調査中間結果報告

その結果、三歳男児は一四・二八kg(十年前の調査と比べて〇・一八kg増)、女児が十三・八六kg(同・〇・四六kg)の体重で、身長は三歳男児九四・八cm(同・〇・四cm)、女児が九三・四cm(同・〇・九cm)となつてい

医療法の「改正」

その内容と目的

いま開かれている国会に厚生省は、医療法の「改正案」を提出すると園田厚生大臣は明言しました。その作業は急がれ「医療法の改正案要綱」もできまし

た。主な内容は「国民の医療の確保を図るための都道府県医療計画の策定及び医療法人の指導監督等の整備について所要の改正を行うものである」としてい

ます。患者への影響はどうか。事は医療の根幹にかかわることであるだけに、重視して患者本位の医療が保障されるようにとりくむことが急がれます。

「改正」の目的
医療法、医師法は医療の分野では一般には「憲法的」な性格をもっています。

こうした重要な役割をもつ医療法の「改正案」を、なぜ急いで国会に提出しようとしたの

で今国会に提出しようとしたの理由として推測できる第一は、埼玉県所沢市の美蓉会産婦人科病院や、京

都十全会病院事件、第二は、医療は人命にかかわることであり放置できないこと、第三は、政治の反動化、とりわけ医療の統制と医療の軍事化をねらってい

ます。そのためには、第一、第二を好機としています。特に、国民の目が第一、第二に注がれているだけに、政府はこれをたくみに利用しようとしています。その現れは三省大臣(厚生、大蔵、警察庁)の協議

「改正」の内容
厚生省の「改正案」の内容は、いったいどんなものでしょうか。改正の要点として第一に「都道府県に医療計画」を立てることをあげています。

その内容は、①医療の確保の基本方針に関する事項、②医療に関する事項、③必要病床数の設定、④医療施設相互の機能

⑤医療従事者の確保に関する事項等を定めるもの

として、①医療の確保の観点から、②医療の確保の観点から、③必要病床数の設定、④医療施設相互の機能

⑤医療従事者の確保に関する事項等を定めるもの

うことができるようにし、その運営が法令違反等適正を欠くと認めるときは、必要な措置を命じ、これに従わないときは、当該医療法人の役員解任等を命じることができるとする、としていることです。

医療統制が真のねらい

今回の「改正案」でとくに注目されることは、第二重点にみられるように、「必要があると認めるとき」、「法令違反等適正を欠くと認めるとき」、「必要な措置を命じ」、「役員解任等を命じることができるとする」等にみられるようにその判断の基準はどこにおく

か、きわめて重要なことが含まれています。重点はむしろ第一より第二におかれているとみるべき

でしょう。その内容は、医療法人の役員

の欠格事項並びに理事及び監事の定数を定め、医療法人の管理

者はずべて理事にしなければならないものとする、として

重視すべきことは、都道府県

知事は、必要があると認めると

きは、医療法人に立入検査を行

うわけにはいきません。

「2月」

▼4日 厚生省は「老人保健法案」の骨子を発表

▼10日 社会保険審議会は政管健保の保険料率を三月から八・四％に引き上げるなどを答申

▼10日 厚生省は五十四年度の「薬局モニタール情報」を発表。一年間に副作用の減った

▼25日 中協協全員懇談会で日医を代表する委員五氏は連名で「手術料を二倍に引き上げる」などの見解を発表

▼25日 厚生省医道審議会は、北野千賀子富士見産婦人科病院長など五人の行政処分を決めた

▼26日 衆議院予算委員会は福祉問題で集中審議を行った

▼26日 日患同盟、保団連、日本医労協など医療関係団体は、「医療荒廃打破、診療報酬緊急改善医療団体総決起集会」を開催した

▼28日 厚生省「肝炎連絡協議会」は報告会を開き、

「B型肝炎医療機関内感染対策ガイドライン」を発表

▼12日 日経連は、昭和五十四年度の「福利厚生費調査結果」をまとめ、福利費が大幅に落ち込んだと報告

▼12日 厚生省は、二月末までに心身障害児・精薄者の福祉対策を推進するためとして「心身障害児(者)

医療・社会保障

2月

調査」を実施することを明らかにした

▼14日 総理府は、昨年十月に全国で行なった「年金・高齢化問題に関する世論調査」結果を発表

▼20日 厚生省、「医療一〇番」の第四次集計結果を発表。相談件数は大幅に減った

▼25日 中協協全員懇談会で日医を代表する委員五氏は連名で「手術料を二倍に引き上げる」などの見解を発表

▼25日 厚生省医道審議会は、北野千賀子富士見産婦人科病院長など五人の行政処分を決めた

▼26日 衆議院予算委員会は福祉問題で集中審議を行った

▼26日 日患同盟、保団連、日本医労協など医療関係団体は、「医療荒廃打破、診療報酬緊急改善医療団体総決起集会」を開催した



ぼくの心ぞう手じゅつ

小学校四年 辺保吏志

ぼくは、生まれたときから心臓がわるかったために、体育や運動会はできません。だから体育の時間はさびびりして、くやしきような気持ちでした。みんなといっしょに走れたらどんなにおもしろいだろうと思いました。二年生のときの三月に、手じゅつをした方がいいでしょうといわれました。ぼくは手じゅつがこわくて、今のままでいいと思いましたが、手じゅつがうまくできたら、体育もできるよ

ぼくは、生まれるときから心臓がわるかったために、体育や運動会はできません。だから体育の時間はさびびりして、くやしきような気持ちでした。みんなといっしょに走れたらどんなにおもしろいだろうと思いました。二年生のときの三月に、手じゅつをした方がいいでしょうといわれました。ぼくは手じゅつがこわくて、今のままでいいと思いましたが、手じゅつがうまくできたら、体育もできるよ

夏休みがすぎ、九月二十五日に入院しました。よく日からの検査をして、十月二日、ぼくの手じゅつの日がやって来ました。朝早くからかんちょうをして、おしりに注射液を二本うちました。いたくて、いたくてなみだがでました。そしてなげか目が重くなつてねむつてしまいました。そして目をさました時にはICUにはいっていません。鼻や体にくたがつてあり、動けませんでした。ICUに三日間いて、かいふくしつに二週間の生活を二週間ばかりし入りました。かいふく室でねたつきりの生活を二週間ばかりして、そしてようやくもとの部屋にもどりました。

しほらしくてさいこのけんさがありました。ぼくはカテーテルのけんさは大きいです。しかし、しかたがありません。そのけんさでたい院でできるかです。

（宮崎県北諸県郡三股町）

ないかがきまるのです。それがすんで、たい院の日が決まり、その時もうれしかったです。十一月八日に、ぶじたい院できました。しんせきの人たちが「元氣になつてよかつたね」とよろこんでくれました。

今はまだ運動のきよかがでていないので、体育は見学です。友だちと軽くキャッチボールをしたり、自転車に乗ったりしています。

全国患者団体連絡協議会加盟組織

〈互療会〉

〒105 港区西新橋3-15-10 原色版印刷内
☎03(433)1641

〈全国交通労働災害対策協議会〉

〒171 豊島区西池袋1-4-5
☎03(982)7361

〈全国腎臓病患者連絡協議会〉

〒161 新宿区下落合3-15-29 田沼ビル(第二)
☎03(952)5340

〈全国心臓病の子供を守る会〉

〒101 千代田区神田北乗物町17 北乗ビル
☎03(256)8424

〈全国ハンセン氏病患者協議会〉

〒189 東村山市青葉町4-1-10
☎0423(94)1571

〈全国職業性有害物障害患者協議会〉

〒105 港区西新橋2-21-5
☎03(433)2082

〈日本患者同盟〉

〒180-04 清瀬市松山2-13-12
☎0424(91)0058

〈慢性一酸化炭素中毒患者会〉

〒151 渋谷区千駄ヶ谷1-31-5 代々木病院内
☎0493(24)1293 後藤宛

社会福祉

長宏・大野勇夫 著

定価 800円(送料250円)

B5判、134頁、年表付

*数ヵ月後に定価を改訂します。

●お申込みは

日本患者同盟事務局へどうぞ
電話・清瀬市(0424)91-0058

●発行・川口学園

法の具体的な活用に焦点!!

◆本書は、社会福祉の理論的な追究より実務的課題に重点を置いた。まず現在の社会福祉一般がどのような動機をもとに登場したかを知るため、法の歴史を紹介。次に、社会福祉を広義にとらえ、福祉六法に加え社会保険主要法も紹介した。第3に日常生活とも関係の深い医療法、医師法など主要医事関係法を抜粋、あわせて医療用語の解説も行なっている。年表付。

●内容-社会福祉とその歴史/福祉六法/社会保険/医療関係法/医療関係用語解説/生活相談実例集/[付表]社会保障制度一覧/社会保障年表